

2号・3号認定 利用者負担金額表(H31年度)

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分			利用者負担月額（円）						
階層区分	国	市	定 義	保育標準時間			保育短時間		
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等自立支援法等による支援給付受給世帯（いずれも単給世帯を含む。）		0	0	0	0	0	0
2	B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯		ひとり親世帯等	0	0	0	0	0
				ひとり親世帯等以外	5,000	4,000	4,900	3,900	
3	C 1	A階層を除き、市町村民税均等割のみ課税世帯		ひとり親世帯等	5,000	4,000	4,900	3,900	
				ひとり親世帯等以外	12,700	10,800	12,400	10,600	
	C 2	1円以上 48,600円未満		ひとり親世帯等	5,000	4,000	4,900	3,900	
				ひとり親世帯等以外	14,600	12,700	14,300	12,400	
4	D 1	48,600円以上 72,800円未満		ひとり親世帯等	5,000	4,000	4,900	3,900	
				ひとり親世帯等以外	21,800	18,900	21,400	18,500	
	D 2	72,800円以上 97,000円未満		ひとり親世帯等	5,000	4,000	4,900	3,900	
				ひとり親世帯等以外	28,500	25,700	25,000	28,000	25,200
5	D 3	97,000円以上 133,000円未満		37,000	28,000	25,800	36,300	27,500	25,300
		133,000円以上 169,000円未満		41,800	30,400	26,600	41,000	29,800	26,100
6	D 5	169,000円以上 301,000円未満		49,400	31,400	27,600	48,500	30,800	27,100
7	D 6	301,000円以上 397,000円未満		50,400	32,300	28,500	49,500	31,700	28,000
8	D 7	397,000円以上		51,400	33,200	29,400	50,500	32,600	28,900

第2子以降
無料

第2子以降
無料

第2子以降
無料

第2子以降
無料

第2子以降
無料

※1 子どもの年齢は、当該年度の初日の前日における年齢によるものとし、当該年度中はその年齢を適用する。

※2 B階層からD7階層までに属する世帯のうち、当該児童が次のいずれかに該当する場合の利用者負担月額は、次表の右欄の金額を適用する。

ア 同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)、又は地域型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している兄又は姉(以下「保育所等に入所等する兄又は姉」という。)を1人有する場合	利用者負担額表に定める額の2分の1の額
イ 同一世帯に保育所等に入所等する兄又は姉を2人以上有する場合	0円

※3 ひとり親世帯等で市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯、及びそれ以外の世帯で市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯の特例

特定被監護者等(注1)が2人以上いる場合は、当該特定被監護者等のうち最年長の者を第1子とし、利用者負担額表に定める額を適用する。また、第2子の場合は利用者負担額表に定める額の2分の1の額(ひとり親世帯等及びB階層に当たる世帯の場合は、0円)とし、第3子以降は0円とする。

注1 保護者と生計を同一にしている子どもで、必ずしも保護者と同居している必要はありません。(例: 仕送りを受けて別居している大学生など)

※4 次のアからウまでのいずれかに該当する世帯のうち、現に扶養する子どもが3人以上いる世帯の第3子以降に係る利用者負担額は、次表の右欄の金額を適用する。

ア ひとり親世帯等以外の世帯で、D1(市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。)からD4までの階層に当たる世帯	0円
イ ひとり親世帯等で、D2(市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯に限る。)からD4までの階層に当たる世帯	0円
ウ D5からD7までの階層に当たる世帯	
当該第3子以降の子どもが3歳未満児の場合	0円
当該第3子以降の子どもが3歳以上児の場合	利用者負担額表に定める額の2分の1の額(当該第3子以降の子どもが※2のアにも該当する場合は、利用者負担額表に定める額の4分の1の額)(10円未満があれば切捨て)